

# 法人保育園及び認定こども園を 利用する障害のある子どもの 受け入れに関するアンケート 【 集 計 結 果 】

- ・ アンケート依頼数 92 園
- ・ アンケート回答数 40 園（回答率 43%）
- ・ ヒアリング協力施設 16 園

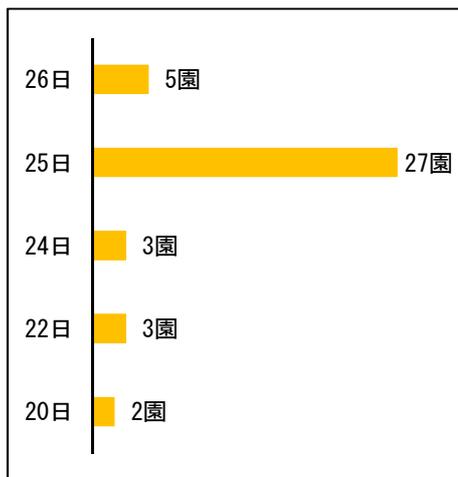
※自由記述欄への回答は原文ママで記載しています。

令和6年（2024年）7月

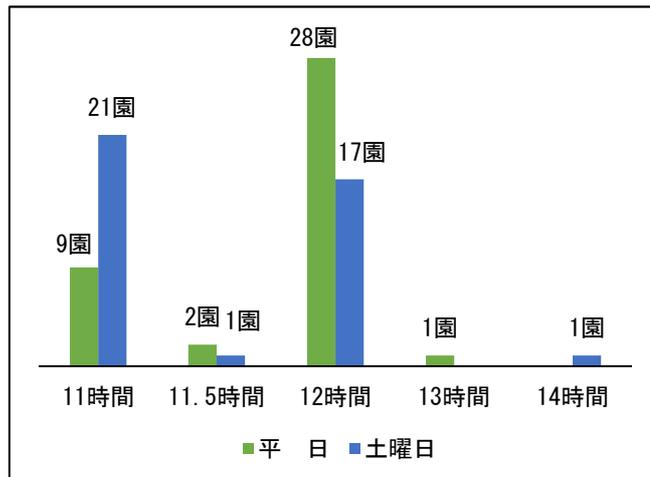
尼崎市子どものための権利擁護委員会

## 問1 保育施設の概要

(1) 1カ月の開所日数

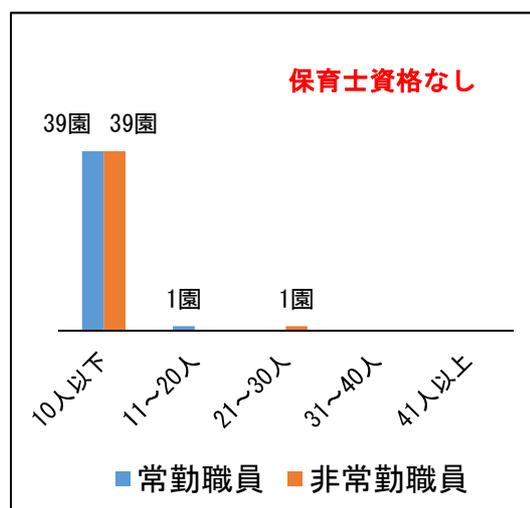
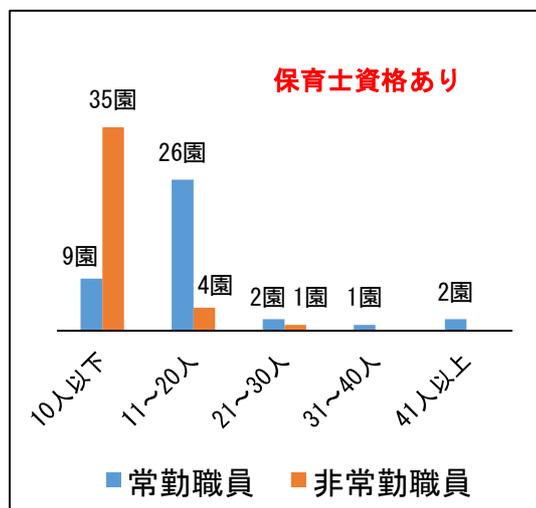


(2) 1日あたりの開所時間

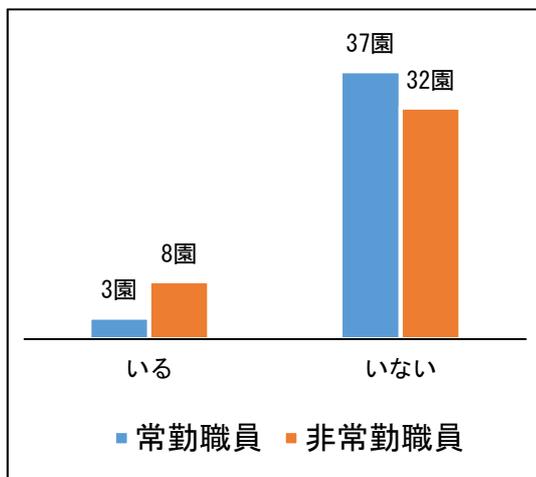


## 問2 保育施設の職員数

(1) 保育に従事している職員

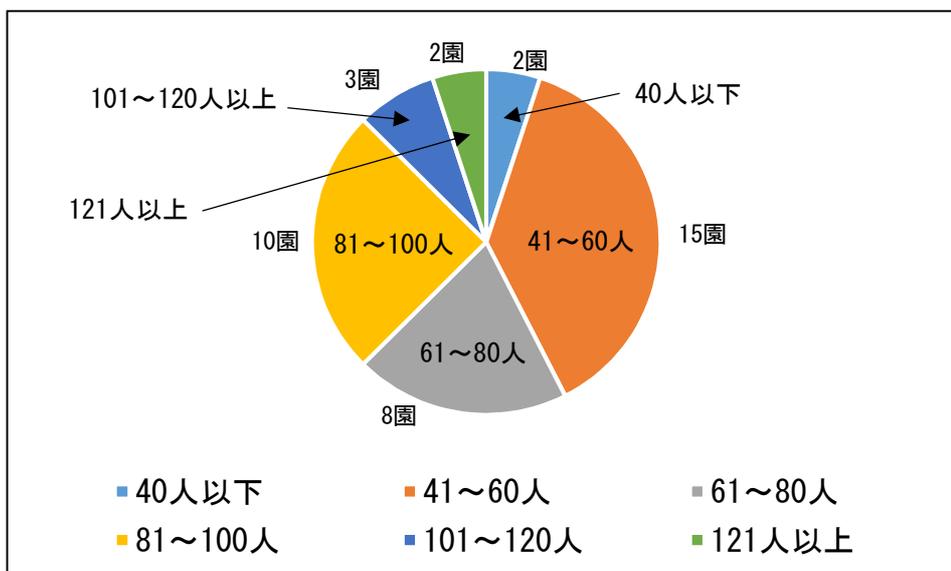


(2) 看護師として従事している職員



※「いる」の配置人数はどの施設も1名

問3 保育施設の利用定員数（認定こども園は2・3号のみ）



問4 利用状況（認定こども園は2・3号のみ）

(1) 登録している子どもの数 (園)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
0人	6	3	2	1	1	3
1~10人	33	6	4	4	3	7
11~20人	1	28	31	32	31	24
21~30人	0	3	3	3	5	6

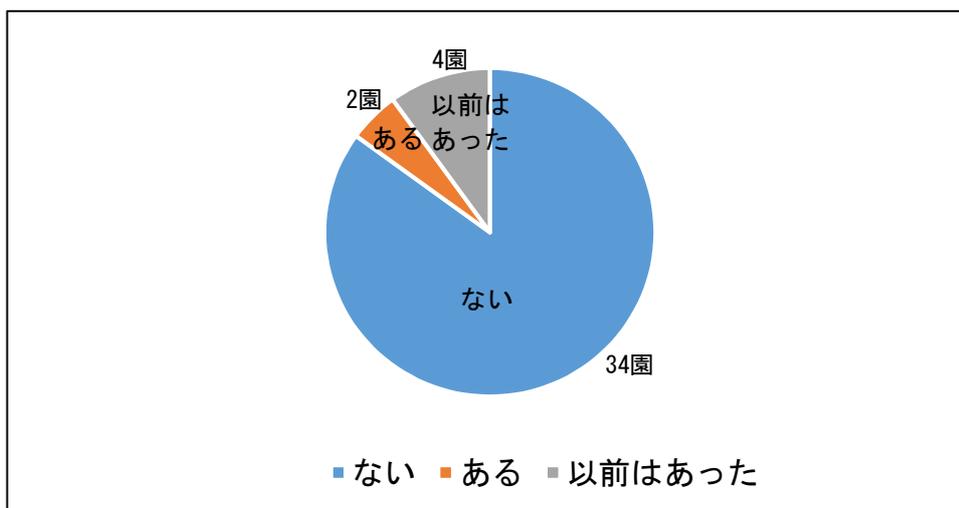
(2) 登録している子どものうち、障害者手帳を所持している子どもの数 (園)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
0人	40	37	37	37	33	32
1人	0	3	3	3	3	6
2人	0	0	0	0	4	2

(3) 登録している子どものうち、発達の遅れのある子どもの数 (園)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
0人	38	29	18	10	8	18
1~5人	2	10	20	27	29	19
6~10人	0	1	2	2	2	1
11~15人	0	0	0	1	1	2

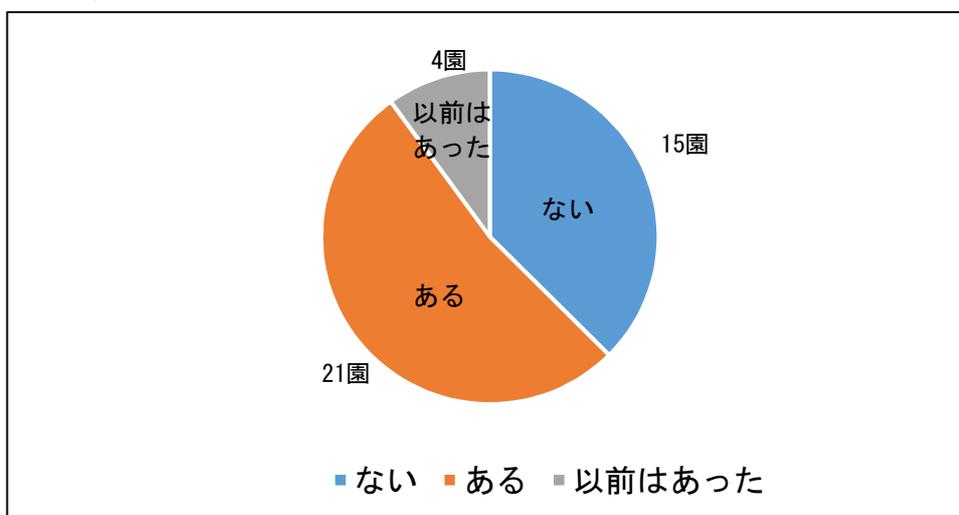
問5 年度当初の実年齢よりも低い年齢層クラスに所属する子どもはいるか



「ある」「以前はあった」の理由

- ・子どもの発達に応じて安全面・発達を保障するために、その子にとって一番何がいいかを職員で話し合っってクラス配置を行う。
- ・言語、多動、こだわりが強い、運動面
- ・発達障害のため。
- ・保育内容に発達がついていけず、危機回避や安全確保、他の園児への影響等を考慮し保護者の同意も得て行った。
- ・肢体不自由児がいたときに一度だけ年齢より低いクラスにいたことがあります。他の子どもと動きが違い過ぎて保育する上で危険と判断したからです。3才児クラスごろ同級生のクラスに戻りました。
- ・歩行の確立ができていない、睡眠リズムが午前睡をしていたため。

問6 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れの有無によって、入園を断ることはあるか

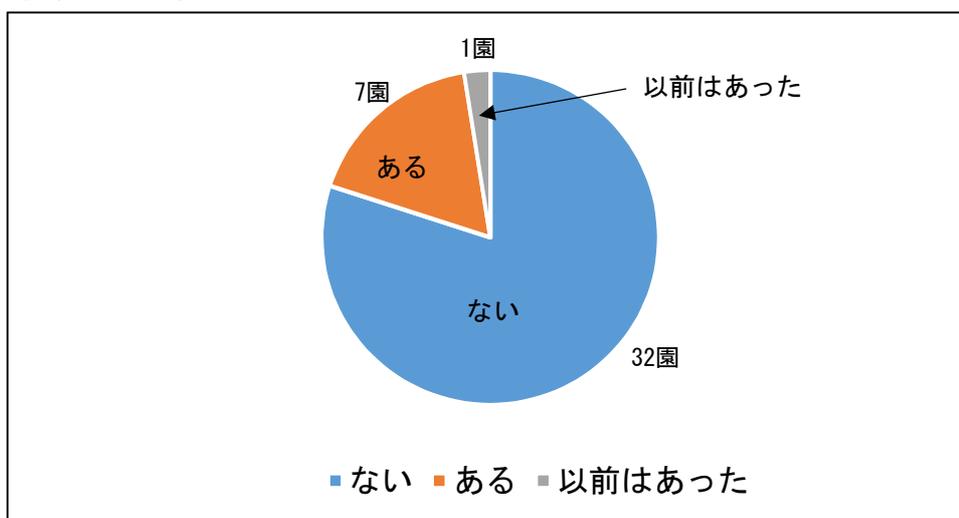


## 「ある」「以前はあった」の理由

- ・ 盲目、半身麻痺のお子様が見学に来た時は、専門的な療育の場の方が、子どもの成長も出来るかも知れませんが、保護者におすすめしました。
- ・ 一對一の加配が必要な子どもの入園の受け入れをお断りしております。  
※身体障害者手帳・療育手帳を所持していたり、発達に遅れがあったりしても、加配が必要ないと園と保護者の合意がある場合は入園を受け入れております。
- ・ 多動性や衝動性が強い子や発語の顕著な遅れから、コミュニケーションや集団生活に困難が生じるなど、その子に必要な関わりや援助が難しいと総合的に判断した場合は他の施設を促すことも稀にある。
- ・ 施設の設備面から受け入れ可能ではないため、ご相談させていただいております。
- ・ 身体障害や生まれつき重度の疾患のある子について、市からの受け入れ相談でその子の状況を聞き、園として十分な関わりができないと想定される場合、または現場が保育士不足でクラス集団をする中で余裕がない時はお断りしていることがある。
- ・ 職員が不足していてとても体制が悪い時に、てんかんの持病があるお子さんの受け入れをお断りしたことがあります。
- ・ 難聴の子どもさんの入園をお断りはしていないが、市より入所の打診があった際に「姉の入園を考える時に既に見学済」と言われたが、本園が1. 2. 3才児はワンフロアオープンスペースで過ごすので、難聴の子どもさんにとって本当に良い環境かを保護者に伝えてもらったところ、保護者から希望園を各クラス独立した部屋の保育園に希望変更があったとの連絡を受けた。
- ・ 身体の発達の遅れがあるということで、同年代の子どもたちとの集団保育を経験させたいということだったが、開園直後で同年齢の子どもが2人しかいなく、合同保育をしている状態で職員も不足していたため。
- ・ 開園間もなく（R6. 4. 1 開園）であり、職員の状況及びお子様の状況により、安全安心にお預かりできるを基準にお断りすることもある。
- ・ 看護師がいないため、医療的ケアが必要な場合は厳しい。また、保育室が2階にあるため、肢体不自由児の受け入れも難しい。
- ・ 基本は受け入れる姿勢でいますが、重度で職員が一人つかなければならないという場合にに関しては、職員が配置できないときもあるので断ることもあります。
- ・ 動きが激しい子どもに、加配をつけることができないため。
- ・ 多動な児。保育教諭が手薄な時間帯に見切れず事故に繋がるため。
- ・ 4歳児クラスで療育に通っておられ、家庭環境が複雑であるという情報を事前にいただきました。4歳児クラスは既に療育に通っている子が3名、配慮が必要な子が1名います。子ども一人ひとりを丁寧に見るために十分な保育士が確保できていない為、お断りしました。
- ・ 入園時から障害や発達の遅れ等があれば、お断りさせて頂いております。ただ入園時に小さくてわからなくてお預かりしているうちに障害や発達の遅れがわかった場合は、当園でお預かり出来る範囲でお預かりしております。

- ・看護師がいないため、医療行為が必要なお子さんの場合は断ります。また、保育士の人数が捻出できない場合も断ることがあるかもしれません。
- ・施設の環境整備、人員配置が難しく、肢体不自由児の入園をお断りしたことがあります。
- ・職員が骨折をして3ヶ月休みになったため、入所を断った。その時にたまたま歩行が獲得できていないとのことだった。その人を断るといより、入園自体を断ったけれど、結果そうってしまった。
- ・保育士の配置ができない時や、クラスに要配慮の子がいるときなど。
- ・保育士の体制上、断ったことがあります。できるだけ応えていきたいと思うが今入っている支援の必要な子どもたちの対応で精いっぱい、心苦しいが断らざるを得なかった。
- ・団体行動ができない（じっとしていない等）などで、保育士1名がマンツーマンで付きっ切りで見ている必要があるような児童の場合、運営が成り立たなくなるため、申し訳ないがお断りすることがあります。1人の保育士が30人の園児を見る必要がある状況で、1対1対応が必要な児童をお預かりすることは困難ですのでご理解いただきたいです。
- ・本園が一人担任制になるため、面接の段階で理解が難しい・多動傾向が激しく見られる場合は、保護者と面談を行い本園の生活が当児の負担になる可能性もあることを伝えるようにしている。
- ・認定をすでに受けているという情報と、医療的ケアが必要な状況のお子様の場合保育士の人数が受け入れ人数に対してギリギリであるため（すでに受け入れているお子様でも受け入れ当初は配慮が必要という情報がなく、入所後配慮を要すると判断されるお子様が多い）
- ・保育士を確保する予算がないため、安全の確保が難しいと判断した時は、入所支援担当からの打診の時点でお断りしました。
- ・在籍中の子どもに1対1での援助及び園側が配慮必要だと認識する子どもが各クラスに数名おり安全なクラス運営を守るために、職員の人数とのバランスを考えているため。

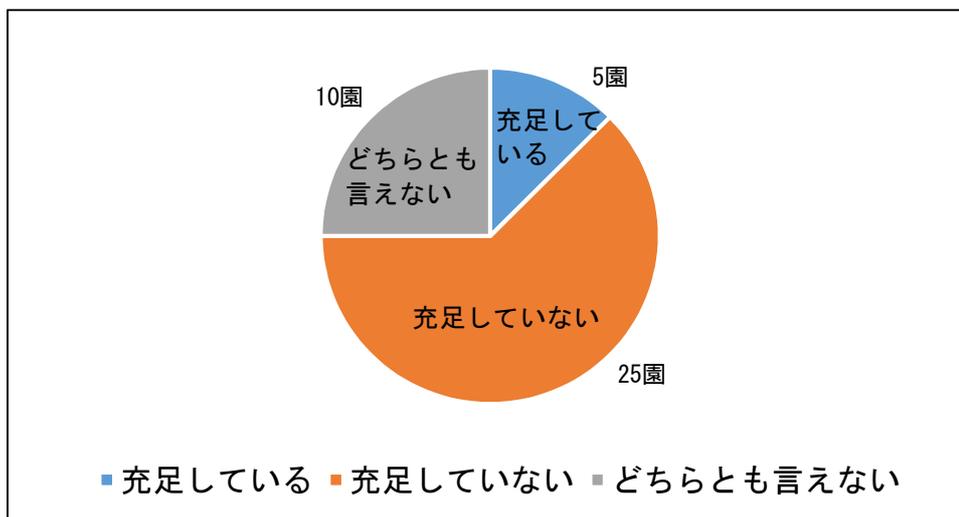
問7 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れの有無によって、転園（退園）を促すことはあるか



### 「ある」「以前はあった」の理由

- ・クラスの数が多い場合、特別な配慮が必要な子供に対して、支援が行き届かない場合は保護者と相談している。
- ・多動性や衝動性が強い子や発語の顕著な遅れから、コミュニケーションや集団生活に困難が生じるなど、その子に必要な関わりや援助が難しいと総合的に判断した場合は他施設（療育施設）を促すことも稀にある。
- ・乳児クラスの場合はマンツーマンで加配をつけることはできるが、幼児クラスになると3対1の配慮になり、体育、英語、音楽教室等のカリキュラムも増えるため、本児にあった療育施設をすすめる。
- ・動きが激しい子どもに、加配をつけることができないため。
- ・重度の発達障害のため、専門機関への転園が本児にとって有益なため。
- ・当園での対応が無理だと判断する場合は転園（退園）をお願いしています。（ご本人の安全及び他の園児の安全確保のため）
- ・言葉の理解が難しく、パニック状態になるなど園の生活が負担になっているお子さんの場合は、保護者と面談を重ね他の園に転園されることもあった。また本園は退園を促してないが、保護者が当児の生活の様子を見て退園を申し出られる場合もある。
- ・現在の園の環境で定員数を受け入れるためには、対象の子どもの安全面を考えて必要なこともあると感じている。

### 問8 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れのある子どもを受け入れるにあたって、人員体制は充足しているか



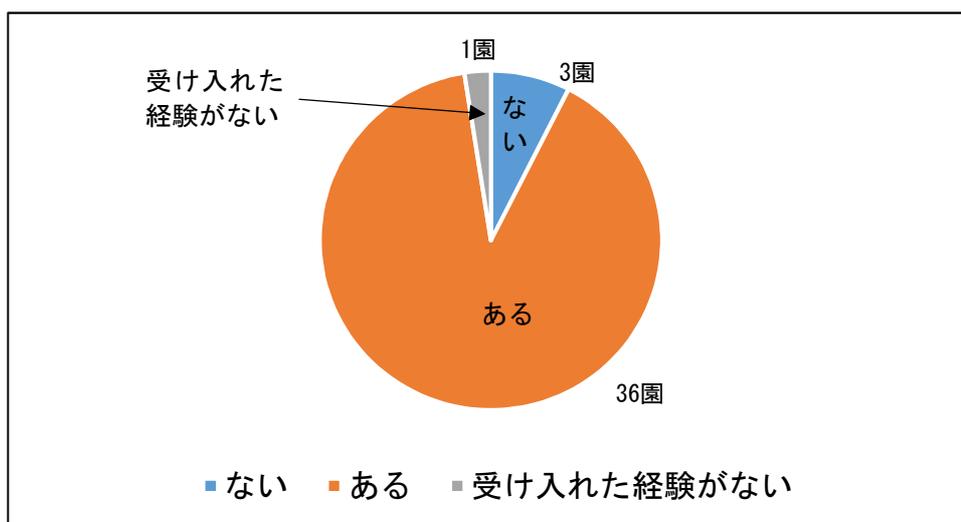
### 「充足していない」「どちらとも言えない」の理由

- ・市や国の配置基準より、職員を多めに配置していますが、職員のシフトや有給休暇などの体制でも必要であるので、気になる子への配置までは充足しているとはいえない。
- ・人材が確保出来ない。
- ・一対一の加配を配置することが、現在の人員では難しいため。

- ・加配が出来るだけの十分な補助が頂けていない。
- ・現在、数名保育上配慮が必要な子どもがいます。その子に必要な十分な関わりや個別で支援や対応ができるほどの人員体制が整っていないので。
- ・障害のある子の受け入れが可能ではないため。
- ・手帳を持っていなくても、個別対応が必要なお子さんが増えてきているのでクラスや時間帯によっては、一概には人員体制が充足しているとは言えません。
- ・こだわり等の特性を保護者が認めず、補助金の請求が出来ないケースが多いが、園独自の努力で保育士を各学年加配しているが、現状の保育士の配置が限界。もし7:00~19:00の保育を希望される重度の障害の方の入園希望があったとすると保育士2名の追加採用がベストであるが、昔と違って、求人を出しても応募は絶望的。追加採用の出来ないままに、無理にお預かりして在籍保育士の負担を増やして離職されることは避けたい。
- ・保育必要人数以上の人員を配置しているが、土曜代休や急な休みの職員がいたりしてギリギリで回っている状況です
- ・保育必要人数以上の人員を配置しているが、土曜代休や急な休みの職員がいたりしてギリギリで回っている状況です。
- ・採用難、補助制度の理解不足（現在確認中）
- ・子どもの発達の状態にもよるが、マンツーマンでの加配は厳しい。
- ・今は職員が不足している状態。
- ・人材紹介やハローワーク、人材派遣等を活用しているが、採用できないため。1対1で対応できるほど人員配置に余裕がないため。
- ・ある程度の予備は準備しているが、対象児の数や程度の重さによって人員不足となる事と人件費の補填が必要である。
- ・育休中の職員がいること、保育士を募集しているがなかなか入職してもらえないことから充足していない状況です。
- ・人手不足
- ・身体障害者のお子さんはお預かりした事がない。
- ・加配などに対する補助金制度はなく、経営上、個別に保育教諭を配置するのは難しい。
- ・配慮が必要な子どもに寄り添うが、保育士のなかで抱えきれないこともあり、他の保育士が…という場合がある。
- ・そもそもの保育士の数に余裕がないので、状況によって難しくなることもあり得る。
- ・0歳児の頃から発達特性を現場は感じておりますが、医療機関や保健所でも年齢が早いことを理由になかなか発達検査には進めません。また、保護者の方も「まだ小さいから。大きくなってから」と受け止めにも時間がかかります。ですが、自閉傾向の子どもたちは癩癩を起こすことや集団とは全く違った動きになります。また、多動傾向の子は公園や保育園、保育室から飛び出していくなど安全確保に神経を使います。しかし、0.1.2歳児の3年間は医療機関の意見書がないので補助金もないです。そんな中、園の運営努力で保育士を国の配置基準以上に置いていますが、それでも足りないというのが現実です。配置基準の見直しや、補助金額、様々なことの見直しが必要だと考えております。

- ・現段階では重度の該当児童はいないが、それぞれと関わっていくのには人材が不足していると考えます。
- ・幼稚園型認定こども園として教員定数は充足しているが、常勤職員より非常勤職員の方が多いため、保育の質と安全は不十分である。
- ・一人の保育士が30人を見なければならぬ状況で、目を離すことができない園児にかかりっきりになることが困難であることは、火を見るよりも明らかです。
- ・毎日、職員が全員揃うわけではなく病休、子どもの看護で休む職員がいる中で支援が必要なお子さんへの適切な配慮ができない場面も出てくることを思うと十分でないと思う。
- ・預かり保育の利用者も急増しており、個別の支援が必要なお子さんも増えている状況もあり保育者数の必要性が増えているため。
- ・保育士の募集をしても応募がない。
- ・すでに受け入れているお子様でも受け入れ当初は配慮が必要という情報がなく、入所後配慮を要すると判断されるお子様が多い事と、判断しても人員の補充がすぐにはできない。人件費もかかるため。
- ・開園4年目で建設時の借入金の返済をしているため、予算に余裕がなく、現場が満足できる人員配置はできていない。尼崎市の障害児補助金加算では、3～4時間パート1名雇用するくらいの金額なので、人員を確保できない。長時間保育の配慮が必要な子もいるので、朝夕は特に人で不足を感じる。
- ・3対1の加配では難しい。加配が必要な時間帯が重なることが多いため。職員の数が揃っていても、対象児の保育時間と加配職員が合わないため、加配がつけられない時間が生じている。
- ・教員の募集をかけているが、人が集まらない。

問 9 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れのあるこどもを受け入れる際に、工夫していることはあるか



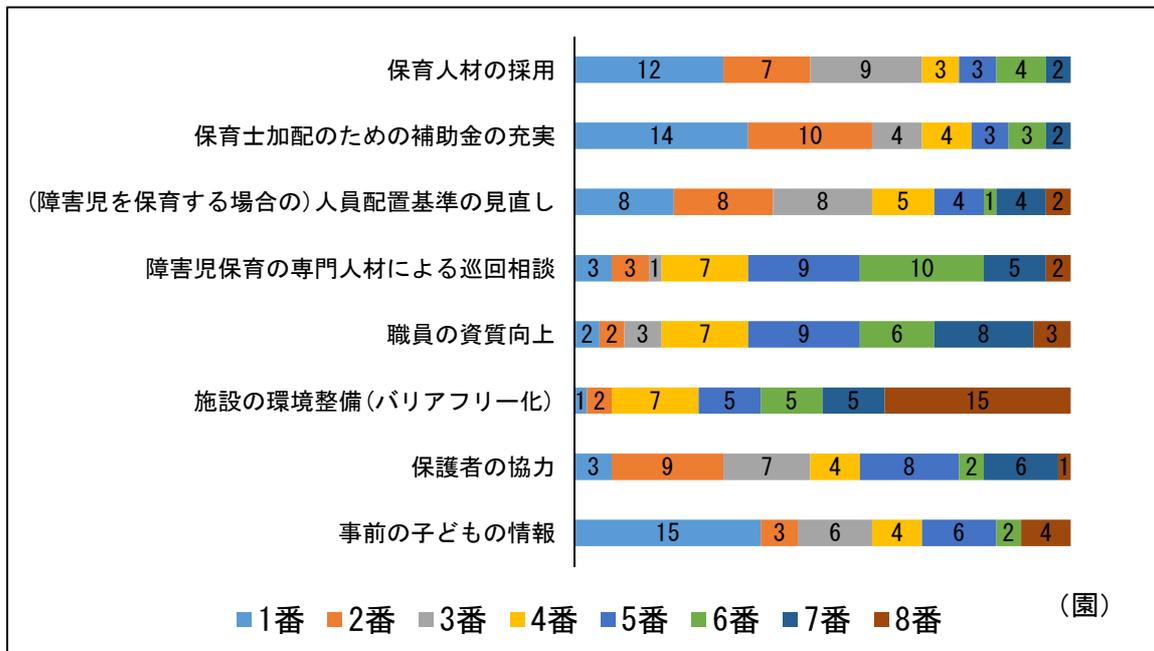
## 「ある」「受け入れた経験がない」の理由

- ・加配を置くようにしているので、個別の対応をとっている。クラスだけでなく、園全体で把握し、どの先生でも関わり方の統一を図っている。事務所など、子どもが落ち着ける場所なども確保する等。
- ・保護者との連絡を密にする。
- ・入園前に保護者・子どもと理事長、園長、教頭と面談し、サポートの方針について同意する面談を設けている。
- ・配慮の必要なこどもには、出来るだけ寄り添えるよう、職員の配置を行っている。
- ・園専任のキンダーカウンセラー（臨床心理士）と連携をとり、子どもの発育状況や必要な関わりについて相談している。また必要に応じて保護者支援も同時に行っている。
- ・施設設備上、障害がある場合は受け入れしておりません。しかしながら月齢が低く判明しないお子さんもおられます。3歳児検診で療育へ促される場合があります。検診前に気になる時には、保護者対応の中でお話させていただいております。
- ・子どもの発達に応じて、安全面・発達を保障するために、その子にとって一番何がいいかを職員で話し合っ、クラス配置を行う。専門機関との連携を行ってアドバイスをもらう。その日の配慮を要する子どもの状況、状態によってフリー保育士が対応できるように努力している。
- ・保育士の配置などを考慮して、発達の遅れがある子どもだけでなくまわりのこどもたちにも目を配れるように心がけました。
- ・本園は殆どの子どもさんが0才若しくは1才で入園してくる為、入園時の保護者は子どもさんに特性があることが解っておられない。成長段階で保育園が特性を認識しても、保護者の理解が得られない場合が多い。その為、全てのクラスに保育士を加配している。0才児7人に保育士4人、1才児12人に保育士4人、2才児12人に保育士3人、3才児12人に保育士2人、4.5才児23人に保育士3人。
- ・工夫とまではないですが、保護者との情報共有や子によって視覚的な援助をしている。
- ・療育施設と連絡をとり本児にあった支援をしている。
- ・専門機関の協力を得て、その子に必要な援助、環境を考えていく。
- ・絵カードを用いている。（活動の流れ・気持ち・声の大きさなど）
- ・保健所の情報を得る。補助申請や保護者へのかかわりの中での発達診断や医療機関につなげていく。
- ・療育のスタッフの方と話す機会をもってアドバイスをもらい、園生活でも該当児の負担が少なく過ごせるように配慮しています。
- ・危険な物は退けたり、心の安定が得られるようなスペースを作ったり専門人材からのかかわり方のアドバイスを受たりした。
- ・専門機関との連携、面談訪問支援など、職員の研修参加
- ・療育施設での様子や連絡を転送してもらい共有する。
- ・保護者と面談するなど細かなコミュニケーションをとるようにし、職員間での情報を共有して園全体で見守れるようにする。

- ・職員の知識技術を高めるための研修、小児科医師の巡回訪問（年2回）、発達検査への職員の付き添い（保護者が同意見）、保護者の認識を一致共有のための子育て学習会開催（年2回）、クラス懇談会、個人懇談会、保育参加実施、発達特性であるだろう子どもの個別カリキュラム（受け入れたあとの工夫が多いですね）受け入れる前は基本的に断らないのであまりないですが、役所への情報提供依頼、入園面接を全員行っています。
- ・手帳、診断の有無に関わらず、一人一人が安心して過ごせるよう、子ども理解とありのままの子どもを受け入れることを職員間で共有し、こうしなければならないというようなルールは最小限にしている。子ども同士の関りを大切にしている。
- ・保護者や関係機関と相談しながら、個別に丁寧に対応できるようにしている。
- ・9:00 から 14:00 の教育時間は、非常勤職員の配置を手厚くすることで、配慮と支援の充実を図っている。
- ・みんなと一緒に場所に居たくなく、違う場所に行きたがる場合など、できる限り柔軟に対応しています。
- ・職員の研修、クラス任せにすることなく全員でとらえていく。配慮が必要な子が決してその年齢が過ごす保育室を好むとは限らないのでどこで過ごしても大丈夫なように、どの職員もその子のことがわかっているようにしている。
- ・発達に遅れや手帳があるお子さんが入園を希望される場合は、事前に申し出ていただきおこさんの様子を面接前に面談をするようにしている。入園後も園専任臨床心理士に発達や保育のあり方をカンファレンスし必要があれば専門機関と連携し、保護者支援を行っている。
- ・支援ができる体制をとるようにはしている。
- ・特別なことはないが、その子だけが孤立しないように配慮する事、みんなが同じ対応をすること。この子にとってどうすることがいいのかみんなで相談する。専門機関に依頼し、対応の仕方を教えてもらう。
- ・1対1のかかわりが持てるように職員の配置を考える。専門機関に訪問してもらいアドバイスをもらう。
- ・1階フロア毎はバリアフリー設計。部屋の中に一人になれる場所、ほっとできる場所を確保。おもちゃ類は人数分準備する。
- ・幼児は異年齢クラスが3クラスあるのでクラスわけのときには、配慮が必要な子どもの人数にかたよりにないようにわかる。保護者と子どもの情報を共有する（療育施設での様子をきいたり、園での様子をつたえたりする。保護者と共有してその子にあった関わりをしていくようにしている。
- ・入所前の面接時でできる限り子どもの情報を知り、職員配置を決めたり、受け入れ以降の途中入所の人数を調整している。  
保護者に協力をしてもらったり、関係機関との話し合いを定期的に行っている。
- ・視覚的アプローチとして、絵カードの使用や教員が手で×のポーズをとり、繰り返し伝える。ペープサートの使用。クールダウンする場所がある。（教職員全員でフォローできる体制をつくる）

- ・どのクラスも複数担任ではあるが、担任にまかせっきりではなく職員全体で子どもの対応をしている。(障害を持っている持っていない関係なく個々の対応として接している)子どもの中で子どもの育ちを大切にしている

問 10 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れのあるこどもを受け入れるために、必要とされるものはなにか 【優先順位を付けて回答】



上記項目において具体的に伝えたいこと (自由記載)

- ・保健所の3才半検診の強化とイクシアの充実
- ・特性のある子どもさんで療育に繋がりたい場合、3才半検診の前に子どもさんの状況を保健所に連絡しているが、「保護者の困り感がなかったので無理でした」との回答がある。保護者は「3才半検診で何も言われなかったのです。」と安心されてしまい、更に療育に繋げるのが遅くなったり、繋がられなかったりする。療育に適切に結びついていけば小学校で登校拒否にならなかつたであろうと思われるケースも数件ある。
- ・配置基準が見直されることによって、法人に採用数の増加を考えてもらえると思います。
- ・公的な援助は人的・物的にとっても必要である。
- ・身体障害者の有るお子さんを受け入れるには環境整備が重要となります。又、医療行為が必要となる場合も有るかもわかりません。そうなると保育をお断りしないといけない状態になる事も有ると思います。
- ・年々発達の遅れが見られる子どもが増えていますが、保護者に知識がなくいくら訴えてもなかなか理解してもらえないことがあります。専門機関との連携を望んでも保育園に出来ることは限界があり、最終的には保護者が動いてくれないと前に進まないのが現状です。
- ・気になる子どもへの定期的な巡回相談を実施してください。

- ・発達の遅れがある児童を、普通の保育園でお預かりするのは、そもそも無理があるのではないかと思います。発達の遅れがない子ども 30 人を見るのでさえ、相当な労力を要します。
- ・人員確保が難しいため、保育園が受け入れてあげられない。
- ・入所の時点で必要な情報が十分に得られない。また、地域保健に子どものことを聞きたくても「個人情報の為答えられない」と拒まれる。保育園だけの判断でその子及びその家庭のことを理解し、受け止めていくのは大変難しい。というか行政側が言う個人情報の観点で理解できない。情報を共有して初めて地域でその親子を受け止めていくチームができるはずだと考えています。
- ・近年発達の遅れのある子どもが目に見えてふえ、そこに親の認識の違いで、専門施設に繋げることが難しい。専門知識のあるスタッフがいないことで、受け入れても当該児童に対して、十分な保育ができない。
- ・長時間保育の中で配慮が必要な子の保育をするためには、今の配置基準では息つく暇もないので、余裕をもって保育に当たれるようにしてほしい。余裕がないことが、事故や不適切保育につながっているのではないと思う。周りの大人がぎすぎすしているところでは、子どもの人権も守れないと思います。
- ・働き方の多様化が進み保護者が利用したい時間と、園での保育が可能な時間のずれを感じている。保護者に対する支援ばかりでなく、園に対する支援や配慮を充実させることで、結果的に保育園を利用しやすい環境にしていけると思う。
- ・定期的に(月 1~2 回ほど) 障害児保育の専門の方に巡回に来てもらい、その子に必要な援助や今後の支援について直接保育士が相談する機会がほしい。
- ・入所の受け入れ後にわかった発達の遅れにかんしては、公的な機関から人材を派遣するなどのシステムを構築してほしい。また、保護者への協力の要請も園側だけでなく市や国からお行ってほしい。
- ・発達がゆっくりで配慮が必要な子は、保護者へのアプローチが難しく、アプローチできても保護者に子ども自身のことを受け入れてもらうことは難しい。園側の配慮が必要と感じる子どもの支援のための枠があれば、もっと子どもたちの主体性が守られると思う。
- ・入所時は、身体の障害はなく、乳児だったため発達の遅れなどの障害があると分からず後から気付いた時、施設的环境(人的・物的)上その後の保育が難しい場合園から加配を探すのではなく、市や県・国からその子どもに対しての加配派遣をしてほしい。そうすることで、その子どもの安全の保障・生活の場が守られ、その他の子どもたちも、お互いに認め合って成長できる環境が整えられると感じる。
- ・市が管理をして、保育園に申し込み児童を振り分けてくれているが、入所後加配が必要な園児に対して、園にすべてを任せず、保護者支援も含め、対応策を一緒に考えたり保育園も支援してほしい。

問 11 障害の有無に関わらず受け入れるために、市や国に対して要望したいことはあるか  
(本アンケートの趣旨に関わらず、保育制度全般について市や国に要望したいことを自由記載)

- ・国が、今「誰でも通園制度」をすすめている状況もよく分かります。実際に園に通園を求めてくる地域の方も多く、昨今は共働きや養育力の弱まりで保育園の役割も大きいと感じますが、園に在園している子ども達の姿が、障害有無にかかわらず、気になる子などの子どもも年々増えてきているので、より丁寧な関わりが必要だと感じます。その分の人材確保もそうですし、魅力ある保育士を育てるために、処遇改善を行ってほしいと思います。少子化で年々減っていく子ども達への関わりを大事にしたいです。
- ・障害の子に対しての補助金をもう少し頂けたら、加配をしっかりとつけれるので助かります。一人で複数人みる形では難しいです。
- ・大阪府と特別支援の補助金に対する支給額に大きな差があります。兵庫県も補助額の増額をしたり支給する条件を緩和したりと、補助を受けやすくなると園側も支援が必要な子どもの受け入れに積極的になれます。
- ・補助金単価が低すぎることや支援が必要な子が多くなっているのにも関わらず数十年から体制が変わっていないことは大きな課題と感じる。
- ・補助金の充実と保育士の確保。保育士（紹介会社）を雇う際の費用も含めて補償してほしい。少子化に伴い、0歳児の子どもが少なくなってきているので、運営費の見直しが必要。
- ・以前からずっと言われていますが年齢別の配置基準の見直しを早急にしてほしいです。
- ・以前看護師不足によって看護師の地位が向上したように、保育士の地位を向上させなくては保育士不足は解消できないと思う。スキルの高い保育士さんが沢山採用出来れば、障害の有無に関わらずいつでも受け入れできる。その為に、公立大学での保育学科の増設が全国で行われれば良いと考える。
- ・全体的な配置基準の見直しを要望したいです。
- ・アンケートありがとうございます。実態把握から皆さんで知恵を出し合ってより良い環境にしていけると良いですね。
- ・障害のある子に関わらず、子どもを受け入れたいという思いはありますが、保育士が揃わないのが現状です。また、待機児童対策の裏で、0歳児の子どもの定員が満ちていないところもあり、経営難になっているところもあります。保育所がこれ以上増えることで、保育士も不足し入所児童も減っていくことに繋がっていくと考えることから、次の政策に移行すべきだと思います。
- ・保育人材の紹介や補助金の充実。1号認定と2号・3号認定に分けて設定している補助金や加算を、認定区分に関わらず施設全体として加算・補助対象とするように見直しを。
- ・補助金の設定をスムーズに進められる様、配慮してほしい。
- ・保育士確保が一番なので保育士の待遇改善、又受け入れる為の施設整備に係る補助金等の担保をお願いしたい。
- ・補助金制度の見直し、支援員の巡回、現場の担任との連携、保護者支援

- ・加算・補助金対象として認定する障害の基準が、認定区分、市や県によって異なるため、統一してもらいたい。「保護者に認識はなく医療機関に関わっていないが保育施設側が発達に遅れがあると考えている場合」が非常に多いが、加算・補助金対象となるように配慮をお願いしたい。保護者への発達の遅れに関する情報提供の充実。民間の保育人材紹介会社への指導。（最低限の法律知識すらない会社が多く、事業所だけでなく求職者にも不利益）
- ・保育士の賃金が低いことで、やりがいがないと退職していく保育士が後を絶ちません。保育士の賃金を引き上げ、保育士の就職率を上げてもらいたいです。入園の子ども的人数が少なくなり不安を抱えている保育園は多いです。適切な少子化対策を行い子どもの数を増やす手助けをしていただきたいです。
- ・少子化が進み子どもが減ってきている現状でこれ以上保育施設を増やすのはやめてください。公立保育所の民間移管もこれ以上進めず官民のすみわけを考える方が大事だと思います。年々発達障害と疑わしい園児が増え、クラス運営のやりづらさに保育士たちは疲弊しています。民間が受け入れられない子達の最後の砦として公立保育所を置いておいてほしいと願います。
- ・1歳児と2歳児の保育士人数（1：6）が同数というのは厳しい
- ・病気や外国の方（日本語が話せない、食文化の違い）などの情報が入所前の面接よりも前に知れると、対応の仕方など余裕をもって考えることができる。
- ・保育という仕事は、様々な知識をもち、瞬時に判断を要求される大変な仕事です。しかし子どもたちの健やかな成長を援助し見守れる尊い仕事です。夢ややりがいを発揮できる仕組み（配置基準や公定価格の見直し）、そして働いている職員が成長できる（研修や事務時間の保障）など国として未来を担う子どもたちにお金を使ってほしいです。そして、働く職員、保護者が疲弊しない働き方改革などを抜本的に改善してほしい。働いていなくても預けられる子育て支援にも尽力を。しかし、誰でも通園制度には反対です。
- ・保育現場、教育現場、社会の意識が、障害者が生きづらいという意識が根付いている。障害のある子どもは療育に行ったらいいのではなく、どう工夫したら共に生活できるかを考えて欲しい。子どものころから障害のある子は、別の施設に行くべきと考えている社会の中で生きている子どもは、自分と違う価値観や行動を受け入れづらくお互いを認め合うことができない社会になってしまう。障害がなくても学校にいけない、自分より下の存在に安心感を求めいじめが生まれると思います。
- ・人材確保のための補助金や、保育士等への就労支援。
- ・特別支援教育振興費補助予算のさらなる拡充を強く要望します。
- ・要配慮児の加配要件に、病院の診断書が必要なのは、かなり厳しい。実際親が認めない方が多いため。
- ・配置基準の見直し、職員の処遇改善
- ・「障害の有無にかかわらず受け入れる」というのはもちろん理想であり、理解できますが、それを前提として制度設計されていない施設で受け入れるのは、かなり無理があるかと思えます。

- ・子育て拠点として保育園を位置付けていくのであれば予算が不十分。子どもだけでなく今は親支援の方が深刻。保護者自身が発達障害、メンタル不全による養育不全があるためそこに対応できる職員の育成が間に合っていない。地域保健、保育課、子どもに係る全ての機関が情報共有をしやすいようにしてほしい。
- ・現場の保育者が支援に困難を感じていても、養育手帳を有していないという理由で補助金や人的補助が受けにくい現状がある。
- ・尼崎市の補助金額では保育士を雇用するには持ち出しがいります。どこの地域に育っても希望するところで保育されるような国としての施策と費用をつぎ込んでほしい。支援の必要なお子さんの保育を保障してあげたくても人手が確保できなければできない状況もあります。現場の努力だけに頼るのはいい加減やめてほしい。発達の専門家の育成もしてほしい。一人のお子さんの支援について保健師・発達専門家・保育園など関係者が話し合うなどの場を設けていけることも希望します。小学校に送り出しても学校での対応に悩んでおられます。継続した支援をできるようにして欲しいです。
- ・受け入れるためには、人材確保が必要。ただ、自治体によって補助金の額に大きな格差があり、受け入れられない状況と、まず保育園に関心をもってくれる人がいない。
- ・委託費の単価の見直しをして欲しいです。人事院勧告の保育士の賃金も低すぎると思います。福祉にしっかり予算を付けてほしいです。どこでも誰でも通園制度を始めるにあたって、こどもの負担になるようなやり方は止めてほしいです。そして、現場の負担にならないようにして欲しいです。保育現場では、労働条件は低いまま、業務と責任が増えていています。業務と責任を増やすなら、賃金も見合ったものになるように考えてほしいです。
- ・長時間保育児が多く情緒面での配慮が必要な子が多い。特に、乳児の保護者に対しての就業時間の短縮など、子育て支援でお金だけでなく働き方の改革を国として考えて欲しい。
- ・派遣会社からは教員の紹介を受けるが、採用に当たり手数料が物凄く高く雇うのにお金がかかりすぎ採用に至らないことが多いので人件費への補助を充実していただきたい。保育士の資格を取りたいが、試験の内容が多岐にわたりハードルが高すぎる。
- ・保育士加配の補助金や環境設備等を充実してほしい。機関ごとに子どもを見ていくのではなく情報共有ができるようにしてほしい。特に行政は異動があると引継ぎがほとんどできていない、行政同士のつながりもない。ぶつぎれでの相談になりやすい。待機児童の解消問題もあり新設園が増えているが、子どもの出生率も下がっている。新設園が出来たことで、近隣の子どもの受け入れの減少を感じている園もあるので今後の子どもの受け入れ、保育士の確保が不安である。

以上

尼崎市子どものための権利擁護委員会  
法人保育園及び認定こども園を利用する障害のある子どもの  
受け入れに関するアンケート

\* \* \* ご記入にあたっての留意点とお願い \* \* \*

- ・特に断りのない場合、**令和6年4月1日現在の状況**でお答えください。
- ・設問または回答した選択肢によっては、一部の方のみに回答をお願いしている設問があります。説明文に従ってお答えください。
- ・選択形式の質問で「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
- ・回答期限：令和6年6月28日（金）
- ・ご不明な点等がございましたら、当委員会までお問い合わせください。  
(尼崎市子どものための権利擁護委員会 0120-968-622)
- ・WEBでの回答が難しい場合は、当アンケート(word版)に直接入力の上、下記メールアドレス宛に送付をお願いします。

[ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp)

I. 基本情報

問1 貴保育施設の概要についてご記入ください。

- (1) 1カ月における開所日数 ( ) 日  
 (2) 1日あたりの開所時間 ①平日 ( ) 時間 ②土曜日 ( ) 時間

問2 貴保育施設の職員数についてご記入ください。

(1) 保育に従事している職員

	常勤職員	非常勤職員
保育士資格あり		
保育士資格なし		

(2) 看護師として従事している職員

常勤職員	非常勤職員

II. 利用者の状況に関すること

問3 貴保育施設の利用定員数をご記入ください。

※認定こども園の場合は、2・3号の利用定員についてお答えください。

( ) 人

問4 利用状況についてご記入ください。

※認定こども園の場合は、2・3号の子どもの数についてお答えください。

(1) 登録している子どもの数を、年齢別にご記入ください。

0歳児数	1歳児数	2歳児数	3歳児数	4歳児数	5歳児数 (就学前)

(2) 登録している子どものうち、身体障害者手帳・療育手帳等を所持している子どもの数を、年齢別にご記入ください。

0歳児数	1歳児数	2歳児数	3歳児数	4歳児数	5歳児数 (就学前)

(3) 登録している子どものうち、発達の遅れ\*のある子どもの数を、年齢別にご記入ください。(\* 身体障害者手帳・療育手帳等は所持していないが療育施設に通っている等、保育上配慮が必要な子ども。また、保護者に認識はなく医療機関に関わっていないが保育施設側が発達に遅れがあると考えている場合も含む。)

0歳児数	1歳児数	2歳児数	3歳児数	4歳児数	5歳児数 (就学前)

### Ⅲ. 保育施設としての対応に関すること

問5 年度当初の実年齢よりも低い年齢層クラスに所属する子どもはいますか。

01 ない      02 ある      03 以前はあった

→02、03の理由：

問6 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れ\*の有無によって、入園を断ることはありますか。(\* 身体障害者手帳・療育手帳等は所持していないが療育施設に通っている等、保育上配慮が必要な子ども。また、保護者に認識はなく医療機関に関わっていないが保育施設側が発達に遅れがあると考えている場合も含む。)

01 ない      02 ある      03 以前はあった

→02、03の理由：

※どのような子かも含めて理由をご記入ください。

問7 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達遅れ\*の有無によって、転園(退園)を促すことはありますか。(※身体障害者手帳・療育手帳等は所持していないが療育施設に通っている等、保育上配慮が必要な子ども。また、保護者に認識はなく医療機関に関わっていないが保育施設側が発達遅れがあると考えている場合も含む。)

01 ない            02 ある            03 以前はあった

→02、03の理由:

※どのような子かも含めて理由をご記入ください。

問8 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達遅れ\*のある子どもを受け入れるにあたって、人員体制は充足していますか。(※身体障害者手帳・療育手帳等は所持していないが療育施設に通っている等、保育上配慮が必要な子ども。また、保護者に認識はなく医療機関に関わっていないが保育施設側が発達遅れがあると考えている場合も含む。)

01 充足している            02 充足していない            03 どちらとも言えない

→02、03の理由:

問9 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達遅れ\*のある子どもを受け入れる際に、工夫していることはありますか。(※身体障害者手帳・療育手帳等は所持していないが療育施設に通っている等、保育上配慮が必要な子ども。また、保護者に認識はなく医療機関に関わっていないが保育施設側が発達遅れがあると考えている場合も含む。)

01 ない            02 ある            03 受け入れた経験がない

→02の内容:

問 10 身体障害者手帳・療育手帳等の所持および発達の遅れ\* のあるこどもを受け入れるために、必要とされるものはなんですか。【優先順位】をお付けください。（\* 身体障害者手帳・療育手帳等は所持していないが療育施設に通っている等、保育上配慮が必要な子ども。また、保護者に認識はなく医療機関に関わっていないが保育施設側が発達が遅れがあると考えている場合も含む。）

- 保育人材の採用
- 保育士加配のための補助金の充実
- (障害児を保育する場合の) 人員配置基準の見直し
- 障害児保育の専門人材による巡回相談
- 職員の資質向上
- 施設的环境整備 (バリアフリー化など)
- 保護者の協力
- 事前の子どもの情報
- その他 ( )

上記項目において、具体的に伝えたいことがありましたら、記載してください。

自由記載 :

#### IV. 国・自治体の対応に関すること

問 11 障害の有無に関わらず受け入れるために、市や国に対して要望したいことはなんですか。※本アンケートの趣旨に関わらず、保育制度全般について市や国に要望したいことを記載していただいてもかまいません。

自由記載 :

#### V. その他 (個別ヒアリングについて)

・個別のヒアリングにご協力いただけますか。

01 はい

02 いいえ

→01 はい と回答された方へ

法人名	
保育施設名	
ご担当者名	
役職 (立場)	
ご連絡先	

アンケートへのご協力をありがとうございました。